

# 浄化槽を新しく設置する皆様へ

## 浄化槽を設置してから維持管理までのステップ

既に浄化槽をお使いの方、届出はしてありますか？保守点検・清掃・法定検査は実施していますか？

### STEP 1 浄化槽設置に必要な手続き

届出は、市町村の浄化槽担当課に提出してください。

浄化槽  
設置

### STEP 2 使用開始前に必要な手続き

使用開始前に第1回保守点検を受ける  
茨城県に登録している保守点検業者に管理を委託してください。

### STEP 3 使用開始後に必要な手続き

使用開始後30日後以内に

使用開始報告書  
市町村の浄化槽担当課に提出してください。

### STEP 4 設置後の法定検査 (浄化槽法第7条検査)

使用開始後3～8ヶ月の間に  
浄化槽が正しく設置されているかどうかをしらべます

設置後最初の法定検査の手数料は、設置届提出時に前もって納めていただくようお願いしています。茨城県知事指定検査機関（(公社)茨城県水質保全協会）が検査を行います。

### STEP 5 保守点検

浄化槽の機能が正常に発揮されるよう定期的(家庭用浄化槽の場合は4ヶ月に1回以上)に保守点検を行い、その際の状況を記録し3年間保存してください。

### STEP 6 清掃

清掃を毎年1回以上行い、その際の状況を記録し3年間保存してください。清掃では、汚泥の抜き取りや機器などの洗浄を行います。清掃は、市町村の許可業者に委託してください。

### STEP 7 定期的な法定検査(浄化槽法第11条検査)

設置後最初の法定検査を受けたあとも毎年1回、茨城県知事指定検査機関（(公社)茨城県水質保全協会）が定期検査を行います。この検査は、保守点検及び清掃が適正に行われ、継続して正常に機能しているかどうかを確認するために行います。（検査結果が不適正の場合は、行政機関から改善を求められます。）

浄化槽の保守点検などが正しく行われているかどうかをしらべます

毎年、定期的に実施してください

**浄化槽一括契約システム**  
をご利用ください

裏面へ

浄化槽の休止・再開

浄化槽の廃止

浄化槽管理者の変更

長期間不在になるなど、浄化槽を一時的に使用しないときは、「浄化槽使用休止届出書」を市町村の浄化槽担当課に提出してください。使用を再開したときは、その日から30日以内に「浄化槽使用再開届出書」を市町村の浄化槽担当課に提出してください。  
※休止期間中は、保守点検・清掃・法定検査の義務が免除されます。

下水道接続などにより浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内に「浄化槽使用廃止届出書」を市町村の浄化槽担当課に提出してください。届出をしない場合、虚偽の届出をした場合は過料(金銭罰)に処せられることがあります。

建売住宅や中古住宅を購入するなど新たに浄化槽管理者となったときは、その日から30日以内に「浄化槽管理者変更報告書」を市町村の浄化槽担当課に提出してください。

# 浄化槽一括契約システム



# 浄化槽の保守点検と清掃について

## 「保守点検」を受けましょう

「保守点検」では浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒剤の補充などを行います。「保守点検」は4ヶ月に1回以上実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。)  
「保守点検」は、浄化槽管理士又は浄化槽管理士のいる専門の登録業者に委託することができます。



## 「清掃」を行いましょ

浄化槽には、水に溶けにくい固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」では、バキューム車での汚泥の引き抜きを、年に1回以上行わなければならないなりません。清掃は、「市町村の許可業者」に委託することができます。



## 「法定検査」を受けましょ

浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。

## 浄化槽一括契約のメリット

- ①個々でおこなっていた、保守点検・清掃・法定検査が同時に契約できます。
- ②年間の費用が明確になり、安心して浄化槽をご利用いただけます。
- ③保守点検・清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な管理が行えます。
- ④保守点検業者と清掃業者の連携を可能にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。

# 浄化槽の正しい使い方

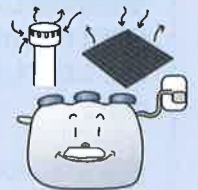
便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。



トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。



浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。



マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



油は紙にしみこませて捨てるか、再利用する。

# 浄化槽についてのお問い合わせ・ご相談は

## 茨城県

- 茨城県県民生活環境部環境対策課 TEL.029-301-2966
  - 環境政策課(県央環境保全室) TEL.029-301-3044
  - 県北県民センター(環境・保安課) TEL.0294-80-3355
  - 鹿行県民センター(環境・保安課) TEL.0291-33-6056
  - 県南県民センター(環境・保安課) TEL.029-822-7048
  - 県西県民センター(環境・保安課) TEL.0296-24-9134
- 水戸市にお住まいの方は、水戸市浄化槽担当課へお問い合わせください。



維持管理について



様式・手続き・問い合わせ先

茨城県 浄化槽

## 法定検査・保守点検・一括契約システムに関すること



茨城県知事指定検査機関  
公益社団法人 茨城県水質保全協会

〒310-0845 水戸市吉沢町650-1  
総務部:TEL.029-291-4000 FAX.029-304-5005  
検査部:TEL.029-291-4004 FAX.029-304-5009  
ホームページ <http://www.e-mizu-ibaraki.jp>

## 清掃に関すること

一般社団法人 茨城県環境保全協会  
〒310-0853 水戸市平須町1828-192 平須ビル202  
TEL.029-303-6007 FAX.029-303-6008  
ホームページ <http://www.kankyo-ibaraki.com>